省　令

○厚生労働省令第百七号

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十七年政令第十一号）の施行に伴い、並びに労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九十六条第二項の規定に基づき、事業附属寄宿舎規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

事業附属寄宿舎規程の一部を改正する省令

事業附属寄宿舎規程（昭和二十二年労働省令第七号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「いずれかに」を「いずれにも」に改め、「（第二号に該当する場合にあつては三階に限る。）」を削り、同項各号を次のように改める。

一　主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下この号において同じ。）が、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十条各号に掲げる技術的基準のいずれかに適合するもので、同法第二十七条第一項に規定する主要構造部に係る国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二　建築基準法施行令第百十条の二各号に掲げる外壁の開口部に、建築基準法第二十七条第一項に規定する防火設備を設けたものであること。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、建築基準法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○環境省令第二十三号

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第二十四条の二の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十八日

環境大臣　望月　義夫

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十条の五第三項第十二号中「少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第四条」を「少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第二十三条」に改める。

附　則

この省令は、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

告　示

○金融庁告示第三十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十七条の十八第四号の規定に基づき、認可協会の規則において流通性が制限されていると認められる有価証券として定めるものは、「株主コミュニティに関する規則」（日本証券業協会自主規制規則）第二条第五号に規定する株主コミュニティ銘柄とし、平成二十七年五月二十九日から適用する。

平成二十七年五月二十八日

金融庁長官　細溝　清史

○法務省告示第三百号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年五月二十八日

法務大臣　上川　陽子

認証紛争解決事業者の名称及び住所

栃木県司法書士会

栃木県宇都宮市幸町一番四号

認証年月日

平成二十七年五月十五日

○法務省告示第三百一号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、平成二年法務省告示第百三十一号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十八日

法務大臣　上川　陽子

第一条　第五号中「ハローシーランズ」を「ハローシーランズ」に改め、「査証」を削り、「若しくはフランス共和国政府」を「、フランス共和国政府若しくはポーランド共和国政府」に改める。

第二条　第五号中「又はワーキング・ホリデー」を「、ワーキング・ホリデー」に改め、「協定」の下に「又はワーキング・ホリデーに関する日本国政府とポルトガル共和国政府との間の協力覚書」を加える。

附　則

この告示は、ワーキング・ホリデーに関する日本国政府とポーランド共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十七年七月一日から施行する。

○法務省告示第三百一号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十七年五月二十八日

法務大臣　上川　陽子

住所　堺市西区草部1278番地5
張岩　昭和56年12月9日生

住所　東京都世田谷区下馬1丁目20番3号
柳双愛　平成25年2月17日生

住所　千葉県匝瑳市金原243番地1
マジ・コラヒ・アハリ　昭和39年7月10日生

住所　京都市左京区岩倉東宮田町42番地1
グエン・ティ・トゥイ・ティエン　昭和54年1月23日生

住所　東京都豊島区上池袋3丁目12番6－305号
ダラ・ペヘラヴェッシュ　昭和23年7月17日生

住所　東京都足立区本木1丁目15番10号
レ・パン・コア　昭和56年11月14日生

住所　東京都足立区本木1丁目15番10号
尹明鉄　昭和52年3月24日生

住所　千葉県浦安市富士見2丁目13番24－202号
李礼奈　昭和54年8月11日生

住所　名古屋市中区大須4丁目15番59号
フミコ・カノ　平成4年6月14日生

住所　大阪府吹田市南金田2丁目1番7－1001号
尹永明　平成16年1月2日生

住所　札幌市豊平区水車町4丁目2番24－903号
李岡哲　昭和57年3月14日生

住所　大分市大手町1丁目1番15号
陸國禎　昭和60年1月21日生

住所　福岡県久留米市江戸屋敷1丁目9番53号
タカハシ・カリナ　平成23年10月21日生

住所　大分県別府市北浜2丁目7番25号
金美子　昭和31年10月18日生

住所　福岡市東区貝塚団地9番1006号
殷英慶　昭和42年1月20日生

住所　愛知県豊橋市草間町字郷裏37番地3
殷航生　平成26年9月11日生

住所　東京都葛飾区立石2丁目12番16－703号
金春光　昭和57年5月25日生

住所　東京都練馬区中村南2丁目26番5－408号
金悠佑　平成23年3月4日生

住所　千葉県船橋市西船5丁目23番20号
邢雲　昭和53年10月28日生

住所　三重県津市渋見町644番地1
徐紀子　昭和61年6月6日生

住所　和歌山市西田井316番地7
姜和江　昭和36年2月27日生

住所　北九州市八幡西区相生町13番31－605号
韋莉　昭和48年7月25日生

住所　東京都中野区南台2丁目39番9号
佘美蘭　昭和63年6月30日生

住所　東京都中野区南台2丁目39番9号
郭淑子　昭和17年9月14日生

住所　東京都中野区南台2丁目39番9号
郭陽子　昭和21年2月18日生

住所　東京都足立区西新井本町2丁目8番14－101号
金蘭　昭和56年3月10日生

住所　山口県宇部市東小串1丁目1番32－301号
辛明　昭和51年8月14日生

住所　東京都台東区元浅草3丁目10番3－405号
エムデー・マハブブ・ホセイン　昭和44年6月15日生

住所　群馬県太田市南矢島町899番地1
劉松　平成4年7月30日生

住所　昭和59年8月1日生
アノワラ・ベガム
エムデー・ルハン・ホセイン　平成15年8月6日生

住所　東京都台東区元浅草3丁目10番3－405号
エムデー・リシャン・ホセイン　平成23年6月27日生

住所　東京都葛飾区立石2丁目12番16－703号
王盟